

<報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年10月14日

県議補選

埼玉県議会議員補欠選挙（東第8区 越谷市）について

1 補欠選挙の事由発生

令和7年10月9日、浅井明県議会議員が死去されたことに伴い、東第8区 越谷市（定数4）において、県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

（公職選挙法第113条第1項第5号）

2 補欠選挙を行うべき法定期間

県選挙管理委員会が、公職選挙法第111条第1項第3号に基づく県議会議長からの欠員通知を受けた日から50日以内に補欠選挙を行う。

本日（10月14日）、県議会議長からの欠員通知を受けたので、令和7年12月3日（水）までに補欠選挙を行うこととなる。

（公職選挙法第34条第1項）

3 選挙期日

選挙期日等は、10月17日（金）に開催される選挙管理委員会において決定される予定である。